



洪水により流された武田尾橋



リバーサイド住宅の災害状況



生瀬橋周辺の災害状況

ニュースの内容

1. 台風 23 号による武庫川の被災
～ 委員会からのコメント
2. 武庫川流域委員会
～ 第 6 回 流域委員会
～ 第 7 回 流域委員会
3. リバーミーティング
～ 第 1 回 リバーミーティング
4. 流域委員から
～ ひとつこと
5. シンボルマーク
～ マークの紹介
6. 武庫川づくり豆事典
～ 河川法規と武庫川
7. 武庫川流域委員名簿
8. 開催のご案内

1. 台風 23 号による武庫川の被災

～委員会からのコメント

流域委員会よりみなさまに寄せて

10月20日の台風23号では、武庫川は近年にない集中的な豪雨により流域に大きな被害をもたらしました。とりわけ武田尾、リバーサイド住宅はじめ被害を受けた区域の被災者の方々には、心からお見舞いを申し上げます。武庫川の河川整備の基本方針および整備計画を策定するために活動をはじめたばかりの当流域委員会にとっても、今回の災害は武庫川の治水と流域の暮らしの安全を守るうえでも大きな課題を突きつけられ、その使命は一層重要になってきたものとして、身を引き締めております。

被害に対する流域委員会の見解と対処の方針

当委員会は今回の災害に対して、以下の4点に沿って対処していきたいと考えます。

武田尾、リバーサイド住宅等被害を受けた区域についての対策は、河川管理者である県が直接的な原因の究明をはかるとともに、速やかに緊急対策を立てて被災地区の住民に提示するべきである。当委員会は河川管理者に対して、流域の住民が安心して暮らせるように当該地区の住民と話し合って対策を決定し、速やかに実行するように要請する。

上記の対策と住民との協議の経過、実行の状況については、県から逐次報告を受け確認するとともに、必要に応じて委員会は意見を述べる。

武庫川の河川整備基本方針と整備計画を策定するために設置された第三者機関である当委員会は、災害の再発を防ぐためにも審議の促進をはかり、できるだけ早く基本方針を策定し、具体的な整備計画を早くまとめるように努力する。

上記の審議にあたっては、根本的な原因究明を通じて、流域治水の観点から災害の再発防止のための方策を整備計画に取り入れていく。

流域のみなさまへのお願い

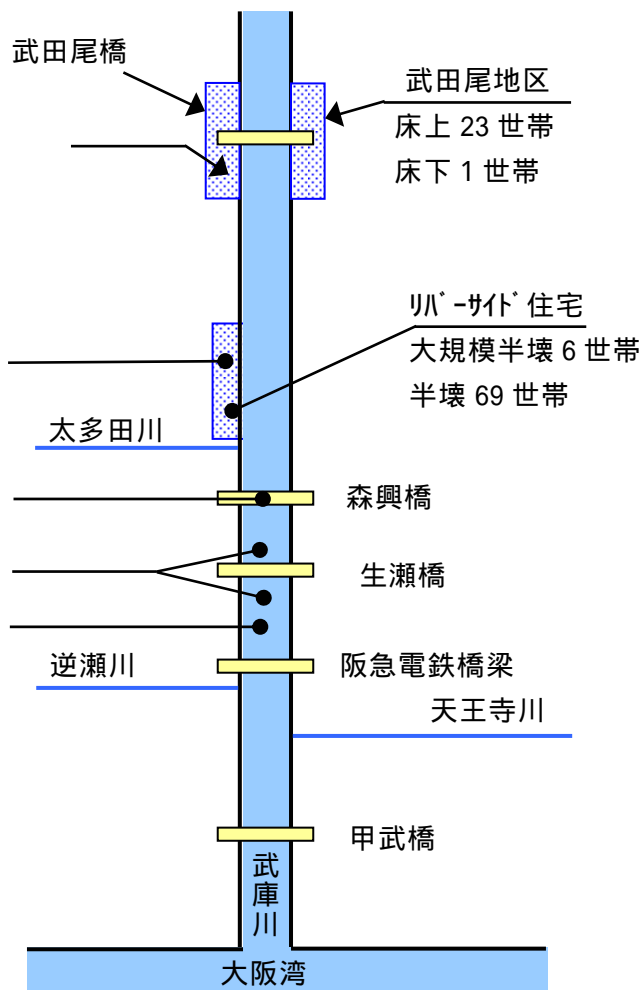
当該委員会では、今後基本方針および整備計画を策定する過程において今回の事象を重要な基本資料として扱う予定にしております。しかし、災害後の調査だけでは把握しきれない点があり、これらには検討すべき重要な事項が潜んでいることがございます。そこで、流域のみなさまに流域委員会から以下についてご協力をお願いします。

流域で日ごろ河川に接していなければ分からない、被災前後の些細な河川や河川構造物の変化について。

今後の川づくりへの貴重な財産となりますので、被災時やその後の体験、気づいたこと感じたこと、資料等をお寄せ下さい。

主な浸水箇所及び被害状況 (H16.11.5 現在)

被害写真



武田尾地区



洪水により流された自動車



洪水により流された武田尾橋



洪水により旅館内部に堆積した土砂



洪水により旅館玄関に押し寄せた土砂等

リバーサイド住宅



洪水により被災した家屋



洪水により被災した家屋

森興橋



洪水によりひずんだ森興橋



ひずんだ森興橋のジョイント部

武庫川流域関係各市の家屋被害状況

(各市単位の武庫川流域以外の値も含む)

(H16.11.5 現在)

	神戸市		尼崎市		西宮市		伊丹市		宝塚市		三田市		篠山市	
	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯
全壊									1	1				
大規模半壊					注3 (6)	注3 (6)								
半壊					注3 (69)	注3 (69)			22	22				
一部損傷	9	9	3	3			1	1	56	56	12	12	2	2
床上浸水	12	12			84	84			1	1	1	1	1	1
床下浸水	4	35	1	1			16	16	8	8	25	25	9	99
非住家	2						9		11		55		59	

床上浸水による半壊。

注1)全壊・半壊・一部損壊の基準および扱いは各市により異なります。

注2)兵庫県は、水害による家屋被害の判定について、実態に即した柔軟な判定をやり直すよう市町に「被害認定マニュアル」を配付し指示しているため、上記の被害状況は今後変わる可能性があります。

注3) () 数値については床上浸水 84 戸のうち西宮市が 11 月 5 日の震災復興・防災対策調査特別委員会で報告された数値です。

生瀬橋付近



(生瀬大橋下流) 洪水により崩壊した護岸の根元



(生瀬大橋上流) 洪水により崩壊した護岸及び道路

見返り岩付近



(見返り岩下流) 洪水により被災した高水敷



(見返り岩上流) 洪水により崩壊した護岸及び道路

2. 武庫川流域委員会

注 詳細 あらすじの表現について疑問のある方は最終頁記載の議事録を入手のうえご覧下さい

第 6 回 流域委員会

～平成 16 年 8 月 23 日（月）

アピアホールにて開催

冒頭において第 4 回・第 5 回運営委員会の協議状況についての報告がありました。



<議事のあらすじ>

1. 今後の進め方について

川谷委員の提案をベースに協議を行い、今後の審議の進め方として以下の 3 項目について確認をとりました。

川谷委員提案のフローを基本とし、これに従って今後の審議を進める。

基本となるフローは骨格が治水となっているため、環境・利水に関する事項、支流に関する事項、都市や流域に関する事項等については、具体的な議論を進める中で、過不足をみながら進めていく。

分科会等の開催については、今後、検討していく。

2. 「過去の被害状況および現況流下能力」について

過去の被害状況および現況流下能力について、河川管理者から以下の項目について説明・確認がありました。

水害の原因等詳細については、昭和 58 年、平成 11 年をはじめとし、河川管理者側から次回委員会で説明する。

その他は、今後の委員会議題に合わせ順を追って説明していく。

再度、各委員と個別に調整を進め、その状況を次回以降の委員会で報告することになりました。

3. 各委員からの「意見」「質問・資料請求」等への対応について

再度、各委員と個別に調整を進め、その状況を次回以降の委員会で報告することになりました。

4. 第 1 回リバーミーティング開催に向けて

第 1 回リバーミーティング運営に関しての提案が中川委員よりなされ、具体的な内容については次回運営委員会（8 月 31 日開催予定）で決定することとして了承されました。

5. 広報について

広報に関し、以下の3項目について説明がなされ了承されました。

編集委員の追加については、今後運営委員会において検討する。

2号以降のニュースレターの内容についても、今後検討していく。

リーフレット等のシンボルマークについて佐々木委員から説明があり、住民参画の一環としてリバーミーティングで投票等を行うこととなる。第7回運営委員会において開票を行い、調整・決定のうえ、次回委員会で発表する。

第7回 流域委員会

～平成16年10月8日(金)
尼崎中小企業センターにて開催

冒頭において第6回・第7回運営委員会の協議状況についての報告がありました。



<議事のあらすじ>

1. 今後の全体議事の流れについて

第6回流域委員会で確認を得た「今後の進め方」をさらに詳しく、そして「当該委員会はどこに着地点を導いていくのか」ということについて、運営委員会からの提案として川谷委員から全体議事フローの説明があり、これを基に協議を行ないました。協議の中で出された各委員からの意見を補強意見として全体議事フロー案に練りこみ、次回運営委員会で再度協議をすることになりました。

<議事フローの主旨>

第6回流域委員会で提案、承認に至ったのは「審議の進め方についてのフロー」であるのに対し、今回のフローは「時間的な流れをどうするかというフロー」である。

基本方針・整備計画は、両者を意識しながら議論を進めていく。

A～Dの時間の流れは、A・B・Cは治水をメインに、Dは利水・環境、Eは流域委員会として1つの骨子をとりまとめ、Fは骨子を参考に県が作成した河川整備基本方針の原案を基に意見交換等をするということである。

<各委員からの意見等>

県に出した質問の回答がまだ出ていないので武庫川の現状と課題についてまだよく議論できていない。資料の出し方に疑問がある。

河道以外の分担に関する資料の準備を急がなければ検討に至れない。

Dの補強として一般の人にわかりやすく「親水」という言葉を入れることを提案。さらに河川環境に係わる親水・利水活用等の資料収集を望む。

土砂災害・内水問題という文言を治水対策に加えるべきである。

Bと少し離れたところでDを考えるのではなく、治水・利水・環境は一体的に、利水・環境問題について同時並行的に考える必要がある。

Dをどう進めていくかということで河川環境・環境問題について作業の流れ等を資料として提案した。その作業により抽出された課題を委員会で評価し、最終的に治水問題と利水問題を合わせて全体としての枠組みを完成させることが望ましい。

武庫川の個性、武庫川そのものを委員全体がまだ把握していない。平成8年の災害を含め行政面の欠落等、まだ十分資料が整っていない。

経済的な指標に置き換えた評価も文言として盛り込むべきである。

住民の声をフローの中でどう位置づけ、河川整備計画・その後の管理においてどのように反映させるのか考えておくことは重要なことである。

ハードだけではなく、超過洪水のことを含めハザードマップのようなソフトの面も抜け落ちのないようお願いしたい。

ヒアリングするためだけにDがあるのではなくBとDの間に何か線が必要である。

基本方針というものでは、100年先の武庫川をどうするのかということ議論しなければならない。

コメントはいろいろあると思うがとにかくフローチャートで書かなければならないということをお願いしたい。

流域委員会は、流域に係わって水に係わるさまざまな問題を考え、流域の将来のあり方について基本方針としてどういうものをつくっていくのか導くものである。

基本高水流量に係わる治水対策の問題を軸に議論を進め、そのなかで土砂災害・内水問題は基本高水に係わることとして理解していただきたい。

Dの部分については分科会として作業を進めることを検討することを提案する。

2. 過去の水害の原因等について

第6回流域委員会の補足説明として昭和58年災害の状況について、河川管理者から説明がありました。これに基づいて各委員から補足説明や質問、資料の提示あるいは報告を求めました。

<主な質疑>

尼崎・西宮の市街地については浸水しなかったと認識してもよいのか。

内水被害の実態についての回答がない。

それぞれ被災した場所の河川断面と対策後の断面図を確認したい。

各市での床上床下浸水の具体的データを提示して欲しい。

58年災では降雨量がどれだけあり、近年言われる50年に1回あるいは100年に1回に置き換えたとき、あとどれだけの降雨量がプラスされていたら水害が起きていたのかを報告してもらいたい。

3. リバーミーティングについて

委員長から第1回の参加状況、アンケート結果等についての報告と今後の開催についての説明がありました。

<今後の開催>

開催は当面2ヶ月に1回程度とし、第2回は11月中旬～下旬に開催する。
当面のテーマは治水とする。
開催時期・テーマは今後の全体フローの進み方に合わせて検討していく。

4. 武庫川改修工事の経緯と今後の方針

リバーサイド住宅等に係わる河川改修工事の経緯と今後の方針について、河川管理者から報告がありました。

5. 治水計画の検討

治水計画の検討（治水安全度の設定から基本高水流量までの概略）について河川管理者から説明があり、それに対して各委員から質問・意見等が出されました。

<各委員からの質問等>

河川砂防技術基準（計画編）の改正は、川づくりについての流れが大きく変わっているのではないかと。「治水安全度」という言葉は既になく、「計画規模」という言葉になっている。参画と協働にもとづく相互の情報公開をしたことになっていない。

治水安全度という言葉は当初フローを作成した者として個人的に責任がある。公文書では計画規模である。

信頼を損ねないように、出せるものはきちんと委員会に出してもらいたい。

「安全度」と「計画規模」とでは考え方に大きな違いがある。

新しい河川砂防技術基準について、もし県の方が説明しづらい場合、国土交通省の方に来ていただいて全員が内容について共有したい。

治水計画の目的は、流域住民一人一人の命を守るための計画であると認識していたが、説明では資産を守ることが目的であるかのように思えた。

人口の集中ということが言われていたが、流域住民をマスとしてとらえる考え方であるのかという疑念をいただく。

改正された河川法の目玉である「環境に配慮」「超過洪水に配慮」ということが明示されていなかったが、県としてはどのような考えを持っておられるのか。気象台の人に来ていただいて最近の雨の降り方の状況を教えていただきたい。流域土地利用の現況・将来予測により全体流量が変わると思われる。

6. 傍聴者からのご質問・ご意見

傍聴者の方から「運営委員会を公開してもらいたい 新しい技術基準についてあれば国土交通省に確認したメモを公開してもらいたい 資料不足である」という意見をいただきました。

3. リバーミーティング

～むこばた
会議

注 詳細 あらすじの表現について疑問のある方は最終頁記載の議事録を入手のうえご覧下さい

第1回リバーミーティング

～平成16年9月4日（土）

アピアホールにて開催

溪流として環境評価の高いスポットでありダムサイトに最も近い宝塚市逆瀬川に会場を置き、第1回リバーミーティングが開催されました。一人でも多くの方に武庫川

づくりに関わっていただけることを願い、ミーティングにご参加いただいた皆様方には、第1回目としてシンボルマークづくりへの参加を投票というかたちでお願いしました。

出席委員16名のもと、流域住民約100余名の参加により武庫川に関わる多くのご意見をいただきました。



<むこばた会議のあらすじ>

事務局より開会の挨拶と各委員の紹介が行なわれました。つづいて冒頭では委員長からこれまでの流域委員会についての簡単な説明と流域委員会の任務、これから展開するリバーミーティングの役割についての説明が行なわれ、当日のテーマ「武庫川づくりへの私の意見」に基づくミーティングが3時間におよび繰り広げられました。

<13名の方々にいただいた主なご意見>

- 推薦委員の紹介がなかったことへの不満
- 長かった準備委員会から本委員会への引継ぎがなされていたのかという疑問
- 個別(リバーサイドを含む緊急対応が必要な危険区域等)の協議問題と運営委員会の関係に対する疑問
- 今現在ダムの話に触れていないがどうなったのかという疑問
- 運営委員会の公開問題
- ダムの完成で治水は網羅できないという見解とリバーサイド移転の提案
- 治水安全度の設定と個別問題の矛盾点
- リバーサイドの現状と対策要求
- 河川法の改正から法の枠を超えた住民意見反映への期待
- 総合治水を目指すうえで支障となる地域に対し、県の責任において望まれる緊急措置
- 委員会は個別の緊急問題対処ではなく本来の大役をしっかりと果たすことへの期待
- 市民の河川問題への啓蒙、上流・中流・下流の情報交換・問題提起会の提案
- 国土交通省の制度を活用した水辺空間づくり(水辺の楽校)の推奨
- 流域既存ダム撤去の嘆願
- 住民参加であればこそ願える地域の悩みを一つずつ吸い上げ、整備計画に盛り込むことへの期待
- 人命尊重を優先し、治水・利水・環境を考えることへの期待
- 武庫川の治山治水の歴史と下流に及ぼしたその影響を相互に考え、次世代の子供たちに何を残すかを委員会で把握することを願う
- 武庫川の水質汚染問題を整備計画で検討することの嘆願
- 基本方針、整備計画と時間的なスパンの問題提起
- リバーサイドの問題は流域委員会の結論を待たず早急な県の対処が望まれる

4. 流域委員から

～ひとこと

武庫川流域委員25名が次号より五十音順に～ひとこと～を連載します

委員長 ^{まつもと}松本 ^{まこと}誠 です



治水・利水・環境の3つのバランスがとれた「新しい武庫川づくり」をめざして議論をはじめた矢先に、武庫川とその流域はかつてないほどの大災害に見舞われた。被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。あわせて、一日も早く長期的な河川整備の計画を策定しなければならないと身を引き締めている。

阪神・淡路大震災から10年目を迎えた年に、相次ぐ台風や豪雨禍、新潟中越地震など記録的な災害に見舞われ日本列島は“災害列島”と化した。「災害は忘れたころにやってくる」というが、まだ10年前の記憶と傷跡が生々しいときに、このような災害が重なったことは、あの大震災の教訓を風化させることを戒め、自然と共存していく新しい防災対策の課題が私たちに問いかけられていると受けとめたい。

武庫川流域委員会は発足の当初から、従来の治水への考え方を見直し、総合治水の観点から住民参加による新しい川づくりを方針にしてきた。地球環境の大きな変化は予想を超える降雨をもたらす。新しい川づくりは、そうした自然との共生を図りながら、山や農地、市街地整備など流域全体のあり方を構造的に見直す中から生み出すしかない。

武庫川流域委員会のスタートにあたって、私は「海凶なき航海に漕ぎ出す」と宣言した。委員会は知事から河川整備の基本方針と整備計画の策定について諮問を受けた第三者機関だが、審議を進めるにあたってシナリオを持たない。25名の委員が納得できるまでとことん議論を重ねる。武庫川方式とも呼べる住民参加のモデルを生み出していきたい。

5. シンボルマーク

～マーク
の紹介

シンボルマークが決まりました

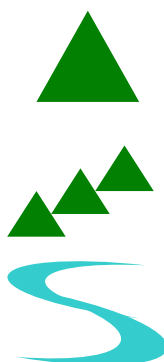
第1回リバーミーティングにおいてお願いしたシンボルマークづくりへの参加投票の結果が出ました。最も投票数が多かったのは最終決定したシンボルマークです。

決定方法は、参加投票数に流域委員全員の投票数を合計し、その結果最も投票数の多かったものが武庫川流域委員会のシンボルマークに決まりました。

これからは、流域委員会が製作する印刷物や主催・参加する行事、活動にこのマークが入ります。まちなかでこのマークを見かけたときは、流域委員会が何か活動をしているということですので、是非とも足を止めて参加していただきますようお願いします。



デザインコンセプト



清流武庫川を生んだ自然あふれる緑の山々・森林を表します。三辺が等しい正三角形は「自然環境・武庫川・人を含めたあらゆる生物の生活」の3項目のバランスが取られていることを意味します。

3つの山は、中央が「治水」、上流側が「環境」、下流側が「利水」を表します。この3つは常にバランスよく武庫川と共存します。

S字型の流れのデザイン「S」は、暴れ川と言われる武庫川の動きと清流武庫川（Seiryuu）の頭文字Sを表しています。

6. 武庫川づくり豆事典

Vol.1

河川法規と武庫川

河川は、生活と密接な関係があり、公共の福祉を増進するためにも私権を認めず、河川法(River law)という法律で規制されています。

河川法による河川は、一級河川、二級河川と準用河川に分けられ、それ以外の河川は、普通河川として、河川法上の対象とはなりません。

この法律は、明治29年に制定されましたが、現状にそわない点があったため、昭和39年、新河川法が制定されました。その後さらに30余年が過ぎ、技術の進歩、環境の変化等さまざまな要因に対応できるよう、平成9年、新河川法が改正されました。第1条では、次のようにうたっています。

河川法 【目的】第1条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

そして、河川を一級河川、二級河川、準用河川とに分け、それぞれ管理方式を定めています。

1. 一級河川 一級河川とは、国土の保全上、または国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水流、および水面)で国土交通大臣が指定したものをいう。
2. 二級河川 二級河川とは、一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるも

のに係る河川で、都道府県知事が指定したものをいう。

3. 準用河川 準用河川とは、一、二級以外の河川で、市町村長が指定し、河川法の一部を準用する区間を定めた河川をいう。

なお、一級、二級、準用河川以外の普通河川は、河川法が適用されず、管理についても都道府県または市町村が行なっています。

「武庫川本川」は、これらのうちの二級河川に指定されており、武庫川水系には準用河川や普通河川に属する支川もあります。

次号では、河川法に基づいた河川の周域・敷地について掲載する予定です。

7. 武庫川流域委員名簿

～平成16年
3月発足

五十音順

氏名	専門・在住地	所属等
浅見 佳世	環境(植物)	(株)里と水辺研究所 取締役,兵庫県立大学 客員助教授
池淵 周一	河川(水文学)	京都大学 教授
奥西 一夫	地形土壌災害	京都大学 名誉教授、国土問題研究会 理事長
川谷 健	河川(水工学)	神戸大学 教授
武田 義明	植物生態学	神戸大学 助教授
長峯 純一	財政学	関西学院大学 教授
畑 武志	農業利水・水域環境	神戸大学 教授
法西 浩	環境(生物)	日本鱗翅学会 会員
松本 誠	まちづくり	市民まちづくり研究所所長,元神戸新聞社調査研究資料室室長
村岡 浩爾	環境工学・水環境学	大阪産業大学 教授
茂木立 仁	法律	兵庫県弁護士会
池添 康雄	伊丹市	元伊丹市農会長会会長
伊藤 益義	宝塚市	エコグループ・武庫川 代表
岡 昭夫	西宮市	元リバーサイド自治会役員
岡田 隆	伊丹市	武庫川の治水を考える連絡協議会 事務局長
加藤 哲夫	篠山市	篠山市森林組合 組合長
草薙 芳弘	尼崎市	あまがさき市民まちづくり研究会幹事
酒井 秀幸	篠山市	農業、武庫川の治水を考える連絡協議会 代表
佐々木礼子	宝塚市	都市計画コンサルタント 代表、日本都市計画・土木学会 会員
谷田百合子	西宮市	武庫川円卓会議 代表
田村 博美	宝塚市	大阪市立大学非常勤講師(環境都市計画)
土谷 厚子	三田市	グリーンピース・ジャパン 会員
中川 芳江	宝塚市	(株)ネイチャースケープ 役員
松本 俊治	西宮市	三市武庫川水利擁護期成同盟会 会長
山仲 晃実	西宮市	兵庫県砂防ボランティア協会 副会長

8. 開催のご案内

- 第9回流域委員会 日時：12月7日（火）場所：アピアホール
- 第10回流域委員会 日時：12月21日（火）場所：アピアホール
- 第11回流域委員会 日時：1月31日（月）場所：尼崎市女性センター
- 第2回リバーミーティング 日時：11月20日（土）場所：尼崎商工会議所
- 第3回リバーミーティング 日時：1月29日（土）場所：篠山市立「四季の森会館」

委員会ニュースは、委員会のあらすじを記したもので、発言の詳細は、議事録に記載されています。

委員会ニュースは、流域委員会委員より選ばれた編集委員により、作成されています。

配布資料・議事骨子・議事録の 閲覧ができます。

開催された武庫川流域委員会の、配布資料・議事骨子・議事録については、下記の方法で閲覧できます。
詳しくは、事務局までお問い合わせください。

関係行政機関での閲覧

県関係機関：県庁（河川計画課）、神戸県民局（神戸土木、有野事業所）、
阪神南県民局（尼崎土木、尼崎港管理室、西宮土木）、
阪神北県民局（宝塚土木、伊丹土木、三田土木）、
丹波県民局（篠山土木、柏原土木）

市役所：神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、篠山市

ホームページでの閲覧

<http://web.pref.hyogo.jp/hanshinkita/kendoseibi/takarazuka/mukogawa>

お問い合わせ

【編集発行】武庫川流域委員会

【連絡先】武庫川流域委員会事務局

兵庫県県土整備部河川計画課
担当：黒田、前川、前田
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL 078-362-9265(直通)
FAX 078-362-3942
E-mail:kasenkeikakuka@pref.hyogo.jp



兵庫県阪神北県民局河川対策室計画課
担当：竹松、木本
〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15
TEL 0797-83-3180(直通)
FAX 0797-86-4329
E-mail:takarazukadoboku@pref.hyogo.jp

事務局では郵送・FAX・電子メールでのご意見をお待ちしております